

## 令和元年度 第1回 知多市都市計画審議会 会議録

日 時：令和元年10月30日（水）午後2時00分～午後3時00分

場 所：知多市役所 3階 協議会室

出席者：委員

（市議会議員） 富田一太郎、藤井貴範、勝崎泰生、夏目豊

（学識経験者） 竹内栄道、早川昌典、竹内義博、土屋俊実

（その他市長が特に必要と認める者） 志水伸吾代理 吉崎喜洋、吉房瞳、岡本一美

市長 宮島壽男（途中退席）

事務局 安永明久（都市整備部長）、渡邊辰徳（都市計画課長）

福岡正樹（専任統括監）、鳥井元将司、大矢みのり、澁谷貴史

浅井紀克（西知多医療厚生組合建設課長）、榊原琢磨（西知多医療厚生組合建設課長補佐）

欠席者：長倉剛士、早川一枝

### 【事務局（都市計画課長）】

皆様、こんにちは、定刻になりましたので、ただいまより令和元年度第1回知多市都市計画審議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中都市計画審議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

私は、都市計画課長の渡邊辰徳でございます。

審議会の事務局を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

はじめに本日の委員のご出席でございますが、長倉剛士委員と早川一枝委員につきましては、ご都合により欠席の連絡がございましたのでよろしくお願いいたします。

今年度最初の会議であり、8名の委員が新しく就任されましたので、ここで、事前にお配りしております、名簿の順に自己紹介をお願いしたいと思います。

（各委員自己紹介）

### 【事務局（都市計画課長）】

ありがとうございました。

それでは、ここで宮島市長より、ごあいさつ申し上げます。

【市長】

皆様、こんにちは。ただ今、ご紹介をいただきました、市長の宮島でございます。令和元年度第1回知多市都市計画審議会の開会にあたりまして、大変お忙しい中、本審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

つい先日、土曜日曜で、恒例の大きな行事であります知多市産業まつりが開催されました。からっと秋晴れの気候の中、9万2千人の方に来場いただきました。新しい知多市の産業を理解していただくいい機会になったかと思えます。この開催におきましては皆様の格別なご尽力とご協力を賜りましたことをここで改めてお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

皆様におかれましては、知多市の都市計画に関する重要事項を審議いただくこととなります。そのための委員のご就任をお願いしましたところ、快くお引き受けいただきまして、ありがとうございます。また、この度新たに就任していただきました8名の委員におかれましては、2年の任期の間、どうぞよろしく願いいたします。

本日の審議会の議案は、用途地域の変更、地区計画の決定、生産緑地地区の変更、ごみ処理施設の名称の変更となっております。我々知多市民にとって非常に重要な案件となっておりますので、委員の皆様におかれましては、慎重な審議をよろしく願いいたします。

大変恐縮ではございますが、お時間をいただきまして、今後の知多市のまちづくりにつきまして、少しお話をさせていただきます。

来年知多市は市制施行50周年の大きな節目を迎えます。さらに躍進していくためにまちづくりを進めていきたいと考えております。そんな中で、いろんな新しい事業をスタートする年となっております。この節目に未来に向かって新たな挑戦へのスタートを切るために事業を進めてまいります。

2020年度に策定予定の次期都市計画マスタープランについては、住民意見交換会を実施するとともに、専門家や市民などで構成される策定委員会を開催し、新たなまちのあり方について、検討を進めてまいります。また、都市計画マスタープランの策定に合わせ、コンパクトなまちづくりを目指す立地適正化計画の策定に取り掛かります。

私の政策の一丁目一番地であります朝倉駅周辺整備事業については、今年度は、朝倉駅周辺整備基本構想を基にして、事業化に向けた検討を進めてまいりましたが、いよいよ2020年度には事業者の公募、駅前ロータリー改良工事等の実施を皮切りに、事業に着手してまいりますので、よろしく願いいたします。

最後になりますが、今後とも都市計画行政につきまして、皆様方の貴重なご意見を参考に進めて参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【事務局（都市計画課長）】

ありがとうございました。

ここで、市長につきましては、他の公務のため、退席いたしますのでよろしく願いいたします。

(市長退席)

【事務局（都市計画課長）】

次に事務局の担当職員を紹介させていただきます。

(事務局職員自己紹介)

【事務局（都市計画課長）】

なお、本日はごみ処理施設の関係で、西知多医療厚生組合職員が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。事前に皆様に配布させていただきました資料は、初めに、令和元年度第1回都市計画審議会次第、令和元年度第1回都市計画審議会委員名簿、続いて右肩番号1-1から1-4までが、議案第1号「知多都市計画用途地域の変更（知多市決定）」の資料、右肩番号2-1から2-3までが、議案第2号「知多都市計画新南地区計画の決定（知多市決定）」の資料、右肩番号3-1から3-8までが、議案第3号「知多都市計画生産緑地地区の変更（知多市決定）」の資料、右肩番号4-1から4-4までが、議案第4号「知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更（知多市決定）」の資料、右肩番号5-1から5-3までが、議題の4その他、報

告事項の資料でございます。

また、都市計画案等の縦覧結果を机上に配布させていただきましたのでよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

不足がございましたら、事務局にお申し出ください。

本会は、8名の委員の交代後最初の都市計画審議会であり、現在、会長職は空席となっております。

会長が選任されるまでの間、知多市都市計画審議会運営規程第5条により、前任の会長若しくは、副会長が議長の職務を行うことになっておりますので、副会長の早川昌典委員に審議会の進行をよろしくお願いいたします。

#### 【臨時議長】

それでは、ご指名をたまわりましたので、ただいまより、令和元年度第1回知多市都市計画審議会を開会いたします。

委員の皆さま方におかれましては、ご多忙の中、ご出席をたまわり、誠にありがとうございます。

本日の出席委員は11名でございます。

会議開催のための定足数である委員数の過半数に達しており、審議会は成立しております。

それでは、議事に先立ちまして、本日の会議の議事録に署名していただく委員をご指名させていただきますと思います。

議事録署名者には、勝崎委員と吉房委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、次第「2 会長の選出について」に移らせていただきます。

現在、会長席が空席となっておりますので、会長選出をお願いするわけですが、知多市都市計画審議会条例第4条第2項の規定により、「会長は委員のうちから互選により定める」となっております。

互選方法について、ご提案いただきたいと存じますが、いかがでございましょうか。

**【委員1】**

指名推薦の方法をご提案させていただきます。

**【臨時議長】**

ただいま指名推薦の方法についてご提案いただきましたが、他にご意見ございませんか。  
無いようですので、指名推薦の方法でご異議ございませんか。

**【委員全員】**

異議なし

**【臨時議長】**

異議は無いものと認め、会長選出は指名推薦の方法で決定させていただきます。  
それでは会長選出について、どなたか推薦をお願いいたします。

**【委員2】**

商工会監事の竹内委員を推薦いたします。

**【臨時議長】**

ただいま竹内委員を会長職にご推薦いただきましたが、他に推薦はございませんか。

無いようですので、採決とさせていただきます。

知多市都市計画審議会 会長は竹内委員でよろしければ、拍手にてご承認をお願いいたします。

**【委員全員】**

(拍手)

**【議長】**

ただいま委員のみなさまのご推薦により、本審議会の会長に就任いたしました、商工会監事の竹内でございます。

本会は、知多市のまちづくりを決定する上で、重要な審議会でありますので、新美前会長のあとを引継ぎ、精一杯努めさせていただきます。よろしく願いいたします。以上で、会長就任のあいさつとさせていただきます。

それでは、知多市都市計画審議会条例第5条第2項により、会長が議長となることとなっておりますので、引続き私が議長を務めさせていただきます。

みなさまのお手元の次第に沿って「3 審議」に入らせていただきます。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

### 【事務局】

議案第1号知多都市計画用途地域の変更及び、議案第2号 知多都市計画新南地区計画の決定は、いずれも、知多新南地区における土地区画整理事業を実施する上で必要となる都市計画の決定・変更でありますので、一括してご説明いたします。

失礼して、着座にて説明させていただきます。

右肩番号1-1の資料をご覧ください。資料中央の赤枠の範囲が知多新南地区になります。知多市都市計画マスタープランにおいて、拡大工業地エリアに位置づけられており、知多新南地区土地区画整理事業の事業予定期間は、平成31年度の組合設立から令和7年度までの7年間を予定しています。施行地区の面積は約20ヘクタールとなっています。

知多新南地区は、都市計画道路知多西尾線に隣接するとともに、都市計画道路西知多道路の長浦インターチェンジにも近接するなど、交通の利便性の高い地区であること、また、高まる工業系市街地の需要に対応するため新たな工業系市街地の形成を目指します。

資料1-2と、次ページの資料1-3をご覧ください。資料1-2は今回の用途地域の変更案になります。また、資料1-3は、新旧用途地域対象図となっております。

用途地域は、地域における居住環境の保護や業務の利便の増進を図るため、都市計画法第8条に定められる地域地区の一種で、同法第9条において定義される住居系、商業系、工業系の計13種類の用途地域について、建築基準法で具体的な土地利用の制限を定めています。

本地区は、平成30年4月3日に土地区画整理事業を行うために市街化区域に編入された区域となっており、建築物の新築や建て替え等が土地区画整理事業の支障にならないよう建築行為を抑制するため、市街化区域編入と同時に、容積率50%以下、建蔽率30%以下の第一種低層住居専用地域として指定しております。

今回の用途地域の変更案は、知多新南土地区画整理事業の進捗に伴うもので、将来の土地利用計画及び都市施設の整備状況を総合的に勘案し、地区の特性にあった用途地域に変更するものです。

資料1-3の新旧用途地域対象図を見ていただきますと、図面左側が変更前、右側が変更後となります。また、図面の赤枠が平成30年に市街化区域に変更した区域になります。

右側の変更後の中で、緑色に着色された区域については、既存の住宅街と調和する土地利用を図るため、容積率150%以下、建蔽率60%以下の第一種中高層住居専用地域に変更する区域で、約3.4haです。

次に、オレンジ色に着色された区域については、幹線道路の沿道地区として、住宅地の環境と調和した一定規模の生活利便施設の誘導を図るため、容積率200%以下、建蔽率60%以下の第二種住居地域に変更する区域で、2.4haです。

最後に青色に着色された区域については、工業の利便の増進を図るため、容積率200%以下、建蔽率60%以下の工業地域に変更する区域で、16.1haです。

資料1-4（計画書）の資料をご覧ください。

この資料は、知多市全域の各用途地域の面積の表となっており、面積の欄の上段の数字が変更後の面積、下段の括弧書きの数字が変更前の面積となっております。

面積の欄を見ていただくと、今回の用途地域の変更により、第一種低層住居専用地域の容積率50%以下、建蔽率30%以下では、約37.1haから約21.9ha減少し、15.2haとなります。

また、第一種中高層住居専用地域では、約52.2haから、約3.4ha増加し、約52.5.4haとなります。

次に、第二種住居地域では、約26.19haから、約2.4ha増加し、約28.59haとなります。

そして、工業地域は知多市になかったため増加分の16.1haとなります。

議案第1号についての説明は以上になります。

引き続き議案第2号知多都市計画新南地区計画の決定の説明をさせていただきます。

はじめに、地区計画制度の概要についてご説明いたします。

資料2-1 地区計画制度についての資料をご覧ください。

地区計画とは、建築物の建築形態、公共施設の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、開発及び保全するための計画で、地区レベルのきめ細かな都市計画制度として位置づけられています。このため、都市計画手続きを必要とし、条例に基づく縦覧により、地域内の土地所有者等の意見を求めて都市計画の案を作成することとされています。

【イメージ図】にあるように、用途地域だけでは定めることができない、地区レベルのきめ細かなまちづくりのルールを定めることができます。

次に、新南地区計画の必要性と効果について説明いたします。

資料2-2と、資料2-3をあわせてご覧ください。

議案1でご説明させていただきましたが、新南地区は、平成30年4月に市街化区域に編入されており、工業系の土地区画整理事業による市街地開発事業が進められております。

地区計画で、緑地や道路の地区施設および建築物の用途制限などを定めることにより、工業の利便性の増進を図りつつ、周辺環境及び景観に配慮した工業団地として、適正かつ合理的な土地利用を図ります。

新南地区計画では、地区全体、約21.9haを、A地区 約16.1ha、B地区 約2.4ha、C地区 約3.4haに分けて方針を定めていきます。資料2-2、1枚目の中段に記載しています土地利用の方針を見ていただくと、

A地区につきましては、工業の利便の増進を図りつつ、周辺環境及び景観に配慮した工業団地として、適正かつ合理的な土地利用を図ることとしております。

B地区につきましては、幹線道路の沿道地区として、住宅地の環境と調和した一定規模の生活利便施設の立地を誘導することとしております。

C地区につきましては、一般住宅地として、隣接する住宅市街地と調和した土地利用を図ることとしております。

A地区・B地区・C地区の各地区に合った土地利用を図っていくために、資料2-2の

次ページに記載しています建築物等に関する事項のとおり、用途の制限や、敷地面積の最低限度、高さの最高限度について、規制していきます。

概要といたしまして、A地区では、道路貨物運送業や自動車整備業、流通業務、物品の販売を営む店舗、飲食店などの建築に制限するものです。

B地区につきましては、パチンコ等の建築物を規制するものです。

また、C地区では、高さの制限を設けるものです。

その他に、前のページに戻りますが、地区施設として、道路1号から3号、緑地1号から5号の配置及び規模についても定めております。

最後に、本日お配りしました「縦覧結果」をご覧ください。用途地域及び地区計画2件の都市計画の決定及び変更につきましては、令和元年10月2日から10月16日までの2週間、都市計画法第17条に基づき、公衆への縦覧を実施いたしました。縦覧者は1名で、意見書の提出はございませんでした。

以上で、議案第1号及び第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

**【議長】**

ただいま、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。

特に、質問は無いようですので、採決に移らせていただきます。議案第1号「知多都市計画用途地域の変更（知多市決定）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

**【委員全員】**

(挙手)

**【議長】**

ありがとうございました。全員の賛成の挙手を得ましたので、本案件につきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号「知多都市計画新南地区計画の決定（知多市決定）」について、

原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

**【委員全員】**

(挙手)

**【議長】**

ありがとうございました。全員の賛成の挙手を得ましたので、本案件につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 「知多都市計画生産緑地地区の変更（知多市決定）」について、事務局より説明をお願いいたします。

**【事務局】**

次に、議案第3号 「知多都市計画生産緑地地区の変更（知多市決定）」について、ご説明いたします。

お手元の議案第3号・右肩番号3-1の資料をご覧ください。

本議案は、知多市決定の都市計画の変更で、都市計画生産緑地地区の面積を17.7ヘクタールに変更するものです。

次に理由でございますが、市街化区域内<sup>ぞん</sup>に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公共施設等の敷地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり、生産緑地地区を指定しておりますが、同法第14条の生産緑地地区における制限の解除が行われたもの、面積要件を満たさなくなったもの及び公共施設の敷地に供されるものについて、一部の区域を変更するものです。

詳細につきましては、資料3-2をご覧ください。

はじめに生産緑地地区の概要についてご説明いたします。

1の生産緑地地区についてですが（1）生産緑地とは、市街化区域内にある農地等の農業生産活動に伴う緑地機能に着目して、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ることを目的とし

ております。

次に（２）生産緑地地区の指定要件は、現に農林漁業の用に供されている農地等であって、次の３つの要件をすべて満たす必要があります。

ア「公害や災害を防止したり、都市の環境の確保に効用があつて、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること。」

イ「面積が一団で５００平方メートル以上であること。」

ウ「農林漁業の継続が可能な条件を備えていること。」が要件になります。

次に、（３）生産緑地地区内における行為の制限ですが、生産緑地地区内は、農地等として管理することを義務づけられておりますので、建築物等の建築や土地の形質の変更などは、原則としてできません。

以上が生産緑地地区に関する概要になります。

続きまして、今回の変更内容についてご説明いたします。

２の「変更する生産緑地地区の面積内訳と理由」につきましては、右ページの表をご覧ください。今回は３地区で７件の変更があります。

１件目から５件目までは、同一所有者からの申出に基づく変更案件であり、まとめてご説明いたします。位置図及び区域については、資料３－３、３－４に黄色で表示してある区域ですので、あわせてご覧ください。

１件目の一団番号「９－６」は、位置は資料３－３の下の方の黄色で表示している区域になります。にしの台地内で、変更前の面積１，２０５平方メートルをすべて除外するものです。変更理由は、「公共施設（調整池）としての帰属・管理によるもの」としておりますが、理由につきまして、補足説明をさせていただきます。

資料３－７をご覧ください。生産緑地地区内における行為の制限について記述のある生産緑地法第８条１項と４項の条文を抜粋してあります。

通常、生産緑地地区内では生産緑地法の規定により農林漁業等以外の土地利用が厳しく制限されており、法第８条１項に基づき市町村長の許可を得なければ、土地の造成や建築行為が原則としてできません。しかし、ただし書きで「生産緑地地区内における公共施設等の設置若しくは管理等については、この限りではない」としており、法第８条４項により、このような行為をしようとするものはあらかじめ市町村長へ通知をすれば良いことに

なっております。

本件は、にしの台地内で宅地開発の計画があり、狭あい道路を解消し、雨水対策として調整池を設置するためには、生産緑地が支障になりました。そこで事業者は事前に土地所有者の承諾を得て法第8条4項に基づいて知多市長へ通知を行い、令和元年10月4日に工事の完了公告がされ、都市計画法第40条により公告の日の翌日に市へと帰属されました。

2件目の一団番号「9-7」につきましては、位置は資料3-4の上の黄色で表示している区域になります。にしの台地内で、変更前の面積537平方メートルをすべて除外するものです。

また、3件目の一団番号「9-8」につきましても、資料3-4の下に位置しますが、変更前の面積1,159平方メートルをすべて除外するものです。

4件目の一団番号「9-9」は、資料3-3に戻りまして、変更前の面積545平方メートルをすべて除外するものです。

5件目の一団番号「9-10」につきましても、変更前の面積1,118.62平方メートルをすべて除外するものです。

以上2件目から5件目までの、4件の変更理由は、主たる従事者の故障による買取り申出の買取り及びあっせんの不成立によるものです。

次に、6件目の一団番号「11-53」は、位置は資料3-5になりますが、八幡東部地内で、変更前の面積1,883平方メートルのうち662平方メートルを一部除外するものです。変更理由は、主たる従事者の死亡による買取り申出の買取り及びあっせんの不成立によるものです。

次に、7件目の一団番号「16-34」は大草地内で、変更理由は2段になっており、表の上段、390平方メートル部分につきましては、主たる従事者の故障による買取り申出の買取り及びあっせんの不成立によるもの、下段の406平方メートル部分につきましては、上段部分の生産緑地の解除により、飛び地となり、指定要件となる500平方メートルの面積要件を欠き、生産緑地地区として存続することができなくなるため、併せて解除を行うこととなります。位置図及び区域については、右肩番号3-6の資料に黄色で表示してある区域ですので、ご覧ください。

以上、変更内容になります。

資料3-2に戻っていただき、右側の表に記載しておりますが、7団地の除外面積は合計6,022.62平方メートルで、解除する団地数は6団地、11-53の団地につきましては一部除外のため、団地の指定自体は解除されません。なお、解除される筆数の合計は12筆となります。

左下、3の「生産緑地地区指定状況表（令和元年10月予定）」をご覧ください。

変更後、生産緑地地区面積は17.7ha、一団の数は121団地、筆数は451筆、市街化区域内農地面積は84.6ha、面積割合は20.9パーセントとなります。

次に資料3-8をご覧ください。営農継続が不可能となった場合の生産緑地の買取り申出に係る手続きと、都市計画の変更に関する手続きをまとめたものです。右側の手続きフロー図の下段、「都市計画の変更手続き」をご覧ください。まず、市は都市計画変更案の作成を行い、内容について県と事前協議をしたのち、変更案の公告縦覧を2週間行います。

現在は、その次の「市都市計画審議会」の段階でございまして、本審議会の可決を受けて、再度県と協議を行い、都市計画変更の告示をもって生産緑地地区の除外となります。

最後に、本日、お配りしました「縦覧結果」をご覧ください。本案件につきましては、10月2日から10月16日までの2週間、都市計画法第17条に基づき、公衆への縦覧を実施いたしましたが、縦覧者、意見書の提出ともにございませんでした。以上で、議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

#### 【議長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

#### 【委員3】

生産緑地解除を希望する場合、「自分は高齢で、もう耕作できない」と言えば解除してもらえるのでしょうか。また、複数団地を所有している場合、一つの団地のみの解除が可能でしょうか。

#### 【事務局】

営農を不可能にさせる故障とは、単に高齢であるだけでなく、特別養護老人ホームに入

所する場合や、高齢となり運動能力等が著しく低下したと客観的に判断される場合等が考えられます。原則として生産緑地の一部解除は認めていませんが、営農は家族経営で行われる場合が多いため、一定割合以上協力した農業従事者が死亡または故障し、営農行為は客観的に不可能となる場合、一団地のみの買取り申出も可能と考えます。

**【議長】**

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

ないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第3号「知多都市計画生産緑地地区の変更（知多市決定）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

**【委員全員】**

(挙手)

**【議長】**

ありがとうございました。全員の賛成の挙手を得ましたので、本案件につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更（知多市決定）」について、事務局より説明をお願いいたします。

**【事務局（西知多医療厚生組合）】**

次に、議案第4号を説明させていただきます。

右肩番号4-1の資料をお願いいたします。

「総括図」としまして、現知多市清掃センターの敷地であり、西知多クリーンセンターの建設予定地である範囲を赤色で示しています。

右肩番号4-2の資料をお願いいたします。

「計画図」としまして、「総括図」で赤色で示した範囲を拡大したものです。

右肩番号4-3の資料をお願いします。

「知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更について（知多市決定）」でございます。

このたび、西知多医療厚生組合が進めている西知多クリーンセンターの整備に伴い、現在「知多市ごみ焼却場」としている名称を、「西知多医療厚生組合ごみ処理施設」に改めるものです。

下段の「理由」をご覧ください。西知多医療厚生組合の構成市である東海市及び知多市の現在のごみ処理施設が耐用年数を迎える時期に合わせ、効率的な施設運営及び施設運営に係る費用の削減を図るため施設を統合し、両市の円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するため、知多市ごみ焼却場を西知多医療厚生組合ごみ処理施設に変更して都市計画に定めようとするものです。

このごみ処理施設の統合としまして、現知多市清掃センター敷地内に新施設として「西知多クリーンセンター」を建設することとなります。

これまで、現知多市清掃センターの敷地は、都市計画上、知多市のごみ焼却場という位置付けでありましたが、東海市及び知多市で構成する西知多医療厚生組合のごみ処理施設という位置付けとすることが必要となり、今回、名称の変更として都市計画の変更を行うものです。都市計画上の位置、面積の変更はありません。

続きまして、「理由書」をお願いいたします。

今回の都市計画の変更の必要性や経緯、都市計画の位置、区域、規模の妥当性等について記述しています。

1の(1)では、上位計画等における位置付けとして、両市の総合計画、都市計画マスタープラン、愛知県のごみ焼却処理広域化計画との関連性について述べています。

1の(2)では、両市による施設の統合に関する覚書の締結、建設候補地の合意等の経緯や、西知多医療厚生組合による整備計画等の策定、建設・運営事業者の選定等に触れた上で、施設の広域化に伴う都市計画上の名称変更の必要性や、都市計画決定権者として知多市が環境影響評価手続を実施していることについて述べています。

次のページをお願いします。2の(1)、(2)では、位置、区域、規模の妥当性として、現知多市清掃センターの敷地に、西知多クリーンセンターを建設することが妥当とする根拠を、周辺の土地利用や道路整備の状況、将来のごみ処理量の想定等を踏まえて述べていま

す。

右肩番号4-4の資料をお願いいたします。

「環境影響評価書の要約書」でございます。

このたび、西知多クリーンセンターの整備事業に当たり、都市計画決定権者である知多市において、都市計画の手続とともに環境影響評価の手続を進めてまいりましたので、関連する手続としてご説明します。

この環境影響評価の手続は、一定の規模以上のごみ焼却施設を設置する場合に、愛知県環境影響評価条例に基づいて実施するもので、さらにこの事業を都市計画に定めようとする場合は、都市計画決定権者が実施することとされているため、知多市が事業者である西知多医療厚生組合に代わるものとして実施しています。

1ページから6ページにかけて、事業の概要を記載しています。先ほどの説明内容と重複する部分もありますが、3ページでは、上段の表に両市の既存施設の諸元を、中段の表に新施設となる西知多クリーンセンターの計画諸元を整理しています。

西知多クリーンセンターは、1日当たりの焼却処理能力を185トンとし、ごみの焼却熱による発電等により、エネルギーの有効利用を行います。

下段の表には、排出ガスの計画基準値として、法令等による規制値や現知多市清掃センターの基準値より厳しい値又は同等の値を設定しています。

5ページには、工事計画の概要として、工事工程や平面図等を記載していますが、これは一例として想定したものであり、今後、建設・運営事業者の選定手続において決定した民間事業者の提案に基づいて、詳細な工事工程や事業内容を決定することとなります。

11ページから25ページにかけて、大気質をはじめとする環境影響評価の項目について、調査、予測、評価を実施した結果と、準備書について得られた意見等をまとめています。

現地調査により、一部、土壌、地下水の汚染、動物の重要な種等は確認されたものの、全体的には、概ね事業の実施による環境影響はない又は程度が小さいと予測されました。さらに、環境保全のための措置等も実施することにより、実行可能な範囲内で環境影響の回避・低減が図られるという評価に至りました。

26ページからは、参考として、評価書の縦覧についてと、これまで実施してきた環境

影響評価手続の流れと経過等を記載しています。

評価書の公告・縦覧は、12月に開始したいと考えておりますが、今回ご審議いただく都市計画の変更の告示・縦覧と併せて実施したいと考えておりますので、現時点では日程を空欄とさせていただいております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

**【議長】**

ただいま、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。

**【委員4】**

環境影響評価準備書について、住民からはどのような意見が出されましたか。  
また、意見に対して都市計画決定権者としてどのように対応するのでしょうか。

**【事務局（西知多医療厚生組合）】**

環境影響評価準備書について、平成31年3月から4月にかけて縦覧及び意見募集を行い、住民等から意見書2通の提出があり、意見の総数は94件ございました。

主な意見としまして、新施設である西知多クリーンセンターが稼働すると、現知多市清掃センターで処理している知多市のごみに加え、東海市からのごみも搬入されることから、処理量の増加に伴うばいじん等の排出ガスの増加を懸念する意見がありました。

これに対する都市計画決定権者の見解として、ごみ処理量の増加に伴い、排出ガス量も増加するものの、排出ガスについては、法令等による規制値に比べ、より厳しい値又は同じ値の計画基準値を設定し、適切に管理をしていくことから、新施設から排出される大気汚染物質は、大気質の現況の濃度を变化させる程度ではなく、環境への影響が増大することはないと考えている旨を評価書において記載しました。

さらに、積極的なごみの減量について、知多市と東海市がともに取り組むべき課題として、市民、事業者、行政の役割に応じて、3R（発生抑制・再使用・再資源化）の推進、環境学習、広報啓発等の取り組みを進めていくことを記載しました。

そのほか、語句や表現に関する疑問点を含め、多数の意見をいただいたため、ここで

は全てをご紹介しきれませんが、評価書本編において、ご意見1つ1つに対する見解を記載しております。

**【議長】**

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

特に、質問は無いようですので、採決に移らせていただきます。

議案第4号「知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更（知多市決定）について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

**【委員全員】**

(挙手)

**【議長】**

ありがとうございました。全員の賛成の挙手を得ましたので、本案件につきましては、原案のとおり可決されました。

以上ですべての議案の審議が終了いたしましたので、事務局が答申案をお配りいたします。しばらくお待ちください。

ただいま、事務局が答申案を配布いたしましたとおり、議案第1号～第4号は、原案のとおり可決ということで、委員を代表いたしまして会長の私から、後日市長に答申いたしますのでよろしくお願い申し上げます。以上で審議については、終了させていただきます。

続きまして、次第「4 その他」に移ります。

**【事務局】**

事務局より、お知らせが3点ございます。

1点目の「知多市都市計画マスタープランの改訂」について、説明させていただきます。

現在の知多市の都市計画マスタープランは、平成23年3月策定のもので、目標年次が令和2年度になっております。

このため、新しい知多市都市計画マスタープランを令和2年度末に公表できるよう、昨年度から3か年の計画で改訂業を進めております。

右肩番号5-1の資料をご覧ください。こちらは、知多市都市計画マスタープラン策定方針となっております。

1ページをお願いします。この都市計画マスタープランの目的と役割としましては、知多市の都市構造の将来ビジョンやその実現に向けた土地利用をはじめとする都市づくりの方針を明らかにし、本市の都市計画に関する総合的な指針としての役割を果たすものです。

法体系における位置づけとしましては、上位計画として、知多市総合計画及び都市計画区域マスタープランがあり、知多市における土地利用や都市施設の整備等を担う基本的な計画という位置づけです。

2ページをお願いします。現行の都市計画マスタープランの概要を掲載しております。目標年次は令和2年となっており、都市づくりの理念と目標については記載のとおりです。

将来フレームと将来都市構造についてですが、これらの二つは都市計画マスタープランにおいて、骨組みになるようなものです。将来フレームとは、将来の人口、工業、商業の伸びについて、それぞれの成長ポテンシャルを予測し数値化したものです。

将来都市構造図については、土地のポテンシャルを分析し、今後、数十年先までにおける、知多市の各地域がなり得る都市構造についての可能性を図化したものです。この図において、既に事業化されている事業もありますが、事業化されていないものもございます。

3ページをお願いします。知多市都市計画マスタープランの策定体制ですが、庁内と、庁外でそれぞれ検討組織を設置すると同時に、市民参画ができるような体制となっております。

庁内策定体制につきましては、都市計画課を事務局とし、策定部会、作業部会に諮りながら原案を作成し、右側の市民参画につきましては、昨年度に市民アンケート、今年度に地区別会議を行っており、来年度にはパブリックコメントを行う予定としております。図左側の策定委員会につきましては、学識経験者、各種団体に属する者、市内に住所を有する者、関係行政機関の職員で組織しております。左上の都市計画審議会につきましては、原案の検討内容を逐次、報告、諮問する予定位置づけとなっております。

4 ページをお願いします。策定スケジュールです。昨年度より、3 年間のスケジュールで進めております。

現在、地区別会議ワークショップを開催している段階であり、ワークショップで出していたご意見を吸い上げて計画に反映してまいります。

最終年度の前半に素案を完成させ、その後、パブリックコメント、都市計画審議会への諮問、市議会への報告を経て、公表の予定となっております。

繰り返しになりますが、本都市計画審議会においては、令和2年度末に、最終的にご審議いただく予定です。よろしくお願いいたします。

以上で、報告事項「知多市都市計画マスタープランの改訂について」の説明を終わります。

続いて2点目は、「立地適正化計画の策定」についてご説明いたします。

右肩番号5-2の資料をご覧ください。

立地適正化計画とは、全国的に急速な人口減少・少子高齢化を踏まえ、コンパクトな都市構造の形成に取り組みため、平成26年に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画制度が創設されました。

本市も人口減少・少子高齢化が見込まれることから、立地適正化計画を策定することとしております。

立地適正化計画区域内には、居住誘導区域と都市機能誘導区域を定めていきます。下のイメージ図を見ていただくと、居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することによって、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように、居住を誘導すべき区域としております。

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域としております。

なお、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内に定めることが必要となっております。次に策定スケジュールについて、ご説明いたします。

資料右側3. 策定スケジュールをご覧ください。

本計画は、今年度より2か年で検討し、策定いたします。

今年度の予定としましては、主に現状及び将来見通しにおける都市構造上の課題分析やまちづくり方針等の検討を行い、来年度は、先ほどご説明した、誘導区域の設定や誘導施策の検討等を行う予定としております。

なお、本計画は、進捗状況にあわせ、本審議会に報告させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上で、報告事項「立地適正化計画の策定について」の説明を終わります。

引き続き3点目は大規模災害時における都市計画審議会の臨時招集についてです。

右肩番号5-3の資料をご覧ください。

昨今、東海エリアでは、南海トラフにおいて、想定外の被害をもたらす運動型の巨大地震の発生が懸念されております。本市におきましても、強い揺れによる建物の倒壊、市街地における大規模火災の発生、緊急輸送路となる交通網の分断などの被害が発生する恐れがございます。

大規模災害時の混乱に対応し、早期にまちを復興するためには、都市計画による復興市街地整備計画や、道路・公園等の都市施設の都市計画決定により、復興の方針を市民に示すことが有効と考えられますが、そのためには、都市計画審議会における審議および議決が必要となります。従いまして、発災後、審議会を開催する態勢が整った段階で委員のみなさまを招集させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

一方、<sup>おおじしん</sup>大地震等の発生直後には、市民生活への大きな混乱が予想され、本審議会の招集も困難になるものと思われま。

知多市都市計画審議会条例第5条3項では、「審議会は、委員および議事に関する臨時議員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。」とされております。

市といたしましても、臨時の審議会の開催場所、委員のみなさまへの通知の方法等を検討してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上で、報告事項「大規模災害時における都市計画審議会の臨時招集について」の説明を終わります。

事務局からのお知らせは以上でございます。

【議長】

ただいま、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。

**【委員 5】**

説明ありがとうございました。

今回説明のあった都市計画マスタープランや立地適正化計画が今後どの時期に都市計画審議会の議案として挙がってくるのか口頭の説明だけではわかりづらいので、図として提示するなど配慮していただくとより分かりやすくなるかと思います。

**【事務局】**

貴重なご意見ありがとうございます。策定スケジュールに追記するとともに、途中経過を随時報告していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

**【議長】**

他にございませんか。

**【委員 6】**

都市計画マスタープランについてですが、平成22年に作成した時には89,000人を目標として設定していますが、現在2030年の予想人口は75,000人となっています。これまで知多市は工業地帯をもってして伸びてきましたが、今後は今やっている工業団地等に企業を誘致し、雇用を増やすために住宅をたくさん建てることで税収を上げ、知多市を豊かにしていく等の内容を盛り込んだ次のマスタープランでなければならないと考えています。若い職員が道となって知多市を描いていかなければ今後の知多市の存続が危ういと私は考えていますのでご検討をお願いします。

また、他の委員の方もお話しされましたが、最後の決定の段階で議案に挙げるのではなく、途中経過を随時議案として報告していただきたいです。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

貴重なご意見ありがとうございます。途中経過を随時報告していきたいと思っておりますので

よろしく申し上げます。

**【議長】**

他にございませんか。

**【委員 7】**

今回の資料はどれも非常に重要な案件で、事前にゆっくり読んでおきたかったのですが、資料が送られてきませんでした。次回はよろしく申し上げます。

**【事務局】**

事前に資料を委員全員に郵送させていただいているのですが、何か手違いがあったのかもしれません。今後このようなことがないようにしてまいります。

**【議長】**

他にございませんか。

**【委員 8】**

以前にも、この会議と環境審議会で申し上げたのですが、大規模災害についてお知らせがありましたので、ぜひ避難所に手押しポンプの井戸を設置していただくよう要望いたします。今回の広島の大災害で、避難所に1箇所手押しポンプがあり、ペットボトルの水は来るけれど手が洗えない状況の中、大変ありがたいという声がありました。インターネットで調べますと、1器30万円ほどで設置できるとのことです。一度にはできないかもしれませんが、順次設置していただけると、大変ありがたいと思います。

**【事務局】**

ご意見ありがとうございます。ただ今のご意見につきましては、担当課の方に、ご要望としてお伝えいたします。

**【議長】**

他にございませんか。

ないようですので、これをもちまして、本日の審議会を終了いたします。本日は、ご熱心なご審議と進行へのご協力をいただきまして、ありがとうございました。

終わりに、事務局、何かございますか。

**【事務局（都市計画課長）】**

事務局から一言、お礼を申し上げます。

竹内会長におかれましては、長時間に渡り、議事の進行をいただき、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、熱心なご審議ありがとうございました。今後の本市、都市計画につきましても、皆様方のご支援をお願いしまして、本日の会議を終了させていただきます。長時間に渡り、どうもありがとうございました。